資料４

貸金業法第 16 条の 2、第 17 条および第 18 条書面のデジタル化について

弁護士 髙 橋 敏 信
多重債務問題対策推進懇談会(金融庁及び消費者庁共催)構成員

以下の観点から、貸金業法第 16 条の 2、第 17 条および第 18 条について、同意があった場合に限り電磁的記録による提供を可能としている現行法から、書面交付義務を緩和して情報提供義務へ改正することについて反対の意見を述べさせて頂きます※1。

なお、本意見は、個人の意見に基づくものであり、所属する団体の意見を代表するものではありません。

貸金業において、資金需要者はどうしても資金を必要とする立場にあるため、貸金業者との間で対等な関係にありません。資金が必要であれば貸金業者の提示する条件のもとで取引せざるを得ず、契約前に事前に内容を検討する余地が比較的小さいと言えます。

また、貸金の場合、貸付け後には債務が継続的に残ることや複数の債権者からの借り入れも想定され、多重債務となることを抑止するとの観点からは自らの債務を借主が確定的に把握する必要性は他の契約類型に比べて高いといえます。そのため、

・ 貸し付けをする前に、また、貸付けを受けるごとに、これ以上借り入れすることが適当かどうかの判断のために今後の返済内容など貸付内容を確実に把握させる
・ 返済の都度、貸金業者からの債務の情報提供を踏まえ、総債務残高を把握し、新たな借入れに対して慎重に検討する機会を与える

との必要性があります※2。そのためには取引ごとに書面が消費者の目の前に示

されることは強力な注意喚起となるものであり、債務者が多重債務に陥らないための歯止め役として重要な役割があると評価していることから、これまで貸金業法第16条の2、第17条及び第18条が書面交付を原則としていると考えますし、その意義は極めて重いと考えます。

この点について、日本弁護士連合会は一貫して、貸金業法における書面交付義務の撤廃や緩和に対し反対の立場をとってきました。2006年の貸金業規制法の改正時にも書面交付を電磁的方法によって代替させることには反対であるとの意見を提出しております※3。

このため、書面の電磁的提供を認めるための同意は、電磁的方法で管理をすることができるとしてこれを受け入れることの借主の積極的な意思を認めるものであり、借入れを慎重に検討する仕組みとしての債務内容把握のための最低限の歯止めであると考えています。

デジタル化による債務管理のメリットを否定はいたしません。

一方で、多重債務処理の現場を数々経験している立場としては、紙が発行されているものについてはまとめて保管をして各社の債務額を容易に把握できる形になっている人も多いです。むしろ、アプリだとそれぞれが債権者事に別のアプリでの管理となってしまい、一覧性に乏しいとの面もあり、総債務の把握との観点からアプリでの管理が優位であるとはいいがたいところもあります。また大手消費者金融からの借入れだけでなく、中小貸金業者から借り入れをしている人も一定数存在しており、紙の書面で管理を行い、過大な債務を認識して相談に来られる方々も多くいます。

これらのそれぞれの債務管理の在り方は、顧客の同意という最後の歯止めをクリアした上で、現行法令でも実現できるものです。

冒頭申し上げましたとおり、借入れによる債務は、継続的に残っていき、新たな契約に際し、慎重な検討が必要な契約類型です。

現行法令の下、消費者にとってより安全な貸金業の運営が行われることを求めます。

※１　現在、成長企業への資金供給の在り方等に関するワーキング・グループで議論されている、プロ向け貸付けでは別途の議論が行われていると承知しています。プロ向け以外の貸付けに対する意見です。

※２　最高裁平成 17 年 12 月 15 日判決（民集５９巻１０号２８９９頁）は、いわゆるリボルビング方式の貸付けにおいて当時の貸金業規制法１７条１項に規定する書面に「返済期間及び返済回数」及び各回の「返済金額」として記載すべき事項について判断する中で、リボルビング方式の貸付けの場合であっても、最低返済額及び経過利息を毎月の返済期日に返済する場合の返済期間，返済金額等の記載があれば，借主は，個々の借入れの都度，今後，追加借入れをしないで，最低返済額及び経過利息を毎月返済期日に返済していった場合，いつ残元利金が完済になるのかを把握することができ，完済までの期間の長さ等によって，自己の負担している債務の重さを認識し，漫然と借入れを繰り返すことを避けることができるとしていわゆる１７条書面の果たす債務拡大防止の意義を示している。

※３　『貸金業規制法「改正」に関する意見書』（別紙参照）

（2005 年　7 月 14 日　日本弁護士連合会）

別紙

貸金業規制法「改正」に関する意見書

２００５年　７月１４日
日本弁護士連合会

意　見　の　趣　旨

貸金業規制法の規定による契約書面及び受取証書の交付を電子的手段によって代替させる同法の「改正」に強く反対する。

意　見　の　理　由

１　２０００年（平成１２年）に成立した「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」（ＩＴ書面一括法）は，対象とする５０の法律について，各法律の規定による書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により提供することを認める旨の法改正を行った。しかし，貸金業規制法については，先物取引に関する商品取引所法などとともに，「契約をめぐるトラブルが現に多発している」との理由で，同法による改正の対象からは除外された。

２　当連合会も，①１９９９年（平成１１年）３月５日「電子商取引における消費者保護に関する提言」，②２０００年（平成１２年）９月１４日「訪問販売法・割賦販売法の改正に関する意見書」，③２００３年（平成１５年）３月１２日「貸金業に係る規制に関する調査事項に対する回答」において，電子的方法による書面交付の代替を安易に認めるべきではなく，特に貸金業規制法に規定する書面交付を電子的方法によって代替させることには反対である旨を，繰り返し，明確に述べてきた。

３　ところが最近になって，貸金業界は，貸金業規制法及び出資法の２００３年改正法（ヤミ金融対策法）において施行後３年を目途として行うものとされている「貸金業制度の見直し」に関連して，ＩＴ社会の即時性・利便性や消費者ニーズの対応などを理由に挙げて，貸金業規制法１７条が規定する契約書面及び同法１８条が規定する受取証書の交付を電子的手段によって代替することを認めるよう法改正を行うべきである，との主張を改めて強力に展開しようとしている。

４　しかし，貸金業規制法１７条が規定する契約書面は，契約内容を明確化するとともに，利息約定，遅延損害金約定など，消費者の負担する債務内容の重大性を警告的に告知する書面である。また，同法１８条が規定する受取証書は，元金，利息，損害金の充当内訳を消費者側に明確に告知する書面である。これらの書面を受け取る機会を法律上確保することが，消費者にとっての取引の利便性を特に阻害するとは考え難い。むしろ，ＡＴＭを通じてのリボルビング取引による反復・継続的な「カードキャッシング」の利用が浸透し，コンビニエンスストアにまで提携ＡＴＭが設置されて深夜・休日を問わずキャッシング取引が頻繁に行われるようになった現状において，契約書面や受取証書に記載すべき事項をホームページに掲載するとか，それら情報を電子メールで消費者に送信するという仕組みでは，消費者にとって計画的な

利用のための最低限の歯止めさえ失うことが懸念される。法律によって指定された書面によってそのつどの利用状況を消費者の目の前に示して借入金やその条件についてその都度注意を喚起することは，消費者にとって，安全な利用のための重要な役割を担っている。

5　また，同法４３条１項に規定する「みなし弁済」は，これらの書面を交付したことを適用要件としている。貸金業者が「みなし弁済」規定による利息制限法超過利息の保持に固執するあまり，取引履歴の不開示や改ざんなどの不正な方法によって，正当な債務額の確定のために必要な協力を拒んだり，過払金返還債務の履行を回避しようとするといったトラブルが多発している。このような，「契約をめぐるトラブルが多発している」状況は，ＩＴ書面一括法が成立した２０００年当時も，現在も，何ら変わりがない。しかも，電子データは書面上の記載に比べて安定性がなく，内容の削除や改ざんなどが確実に防止されるという保障もない。

6　加えて，近時，個人信用情報の大量流出や，ヤミ金融・架空請求・融資保証金詐欺など悪質業者による個人信用情報の不正利用などのトラブルが多発しているこのような実情は，２０００年以降に特に顕著となった新たなトラブルの発生であり，このような状況を考慮するならば，契約書面や受取証書の電子化が新たなトラブルを招くことが十分懸念されると言わざるを得ない。

7　以上の理由により，貸金業規制法１７条が規定する契約書面及び同法１８条が規定する受取証書の交付を電子的手段によって代替させるような法改正を行うことには，強く反対である。